

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成25年8月26日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県土地価格判定委員会議事録、平成20年度～22年度起案関係文書全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年9月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件開示文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示する行政文書

・奈良県土地価格判定委員会の議事要録、議事録及び概要（平成20年8月5日、平成20年9月12日、平成20年9月19日、平成20年9月30日、平成21年1月29日、平成21年2月2日、平成21年2月19日、平成21年5月21日、平成21年7月24日、平成21年8月6日、平成21年8月10日、平成22年6月23日、平成22年7月28日、平成22年9月8日、平成22年9月16日、平成22年9月30日、平成23年2月8日及び平成23年2月10日開催分）
・奈良県土地価格判定委員会（古都保存法に関すること）（案）

（2）開示しない部分

平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の奈良県土地価格判定委員会議事録

（3）開示しない理由

当該文書を作成していないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年9月13日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取

消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成25年9月27日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成20年度乃至22年度奈良県土地価格判定委員会の議事録及び概要の一部開示決定処分を求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示とされている部分は既に開示されている不動産鑑定評価書及び買入価格決定起案決裁文書により公開されている情報である。
- (2) 非開示とされている部分の内示価格一覧は風景第56号の26平成25年8月7日において全部開示されており本件決定は明らかな不利益処分である。
- (3) 請求に係る価格判定委員会は非開示とされていることから議事録においては議事の内容は詳細に記録され開示されなければならないにもかかわらず一部非開示とされているだけでなく主要な関係議事録が開示されていない。

非開示部分に係る事業は既に終了した事業であり関係不動産鑑定業者に不利益が生ずることはない（時価の価格であることから）。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

- (1) 本件行政文書について

歴史的風土特別保存地区内の土地で、歴史的風土の保存上必要があると認められるものについて、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を生じたとして、土地所有者からその土地を買い入れる旨の申出があった場合、県はその土地を買い入れるものとされている（法第11条第1項）。実施機関は、これに基づき、土地を買い入れる事務を行っている。

実施機関が買い入れる土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならないとされており（法第11条第

2項)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭和41年政令第384号。以下「令」という。)において、その価額は、近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とし(令第9条第1項)、その価額を算定するに当たっては、不動産鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者に評価させなければならない(令第9条第2項)と定められている。

実施機関は、例年複数の不動産鑑定士に個々の買入予定地の鑑定評価を依頼して買入価格を決定しており、その鑑定価格の妥当性を確保するため、実施機関は、奈良県土地価格判定委員会(不動産鑑定士8名以内で構成(現員は5名)。以下「判定委員会」という。)に対して、各不動産鑑定士から提出があった買入予定地の鑑定評価額の見込みである内示価格について、妥当性の審議を求めている。

本件行政文書は、平成20年度から平成22年度までに開催された判定委員会の議事録及び概要である。

(2) 異議申立人の主張について

ア 異議申立書の記載について

異議申立人は、異議申立書の「異議申立ての趣旨」欄に本件決定の取消しを求める旨記載しているほか、「異議申立ての理由」欄において次のように記載している。

(ア) 非開示とされている部分は既に開示されている不動産鑑定評価書及び買入価格決定起案決裁文書により公開されている情報である。

(イ) 非開示とされている部分の内示価格一覧は風景第56号の26平成25年8月7日において全部開示されており本件決定は明らかな不利益処分である。

(ウ) 請求に係る価格判定委員会は非開示とされていることから議事録においては議事の内容は詳細に記録され開示されなければならないにもかかわらず一部非開示とされているだけでなく主要な関係議事録が開示されていない。非開示部分に係る事業は既に終了した事業であり関係不動産鑑定業者に不利益が生ずることはない(時価の価格であることから)。

イ 実施機関の解釈

実施機関は、異議申立人の主張を次のとおりに解した。

(ア) アの(ア)については、「非開示とされている部分」は、内示価格を実施機関が整理した表(以下「内示価格一覧」という。)を指していると解され、開示された文書にこれが含まれていないことが不当であると異議申立人は主張しているものと解される。

(イ) アの(イ)については、内示価格一覧が過去における行政文書開示請求において既に開示されているにもかかわらず、本件決定において開示されていない。すなわち、開示された文書に含まれていないことが不当であると異議申立人は主張しているものと解される。

(ウ) アの(ウ)については、判定委員会が非公開で開催されており、それゆえに議事録は詳細に記録されているはずであるが、審議の詳細な内容が記載されている議事録が開示されていないことが不当であると異議申立人は主張しているものと解される。

(エ) 本件決定において、一部の議事録については作成していないため不開示(不存在)としており、「異議申立ての理由」欄においてはこれについて言及されていないが、「異議申立ての趣旨」欄においては「平成20年度乃至22年度奈良県土地価格判定委員会の議事録及び概要の一部開示決定処分の取消を求めます。」と記載されていることから、当該不開示についても不当であると異議申立人は主張しているものと解される。

(3) 本件決定に係る実施機関の判断

ア (2) のイの(ア) について

内示価格一覧は、各不動産鑑定士から提示された内示価格を一覧表にしたものであり、判定委員会における会議資料として用いた文書である。(1)で述べたとおり、判定委員会においては、内示価格の妥当性を審議するが、最終的に判断された後においては、それに至る過程の価格に係る一覧表は保存する必要性が低いと考え、奈良県行政文書管理規則(平成13年3月奈良県規則第79号)別表「六その他の行政文書」に分類され、保存期間は「事務処理上必要な一年未満の期間」と判断し、既に廃棄処分を行った。

したがって、廃棄処分したために本件行政文書に含まれていないのであり、保有する文書を不開示としたのではない。

また、異議申立人は、「既に開示されている不動産鑑定評価書及び買入価格決定起案決裁文書により公開されている情報である。」と主張しているが、これは、実施機関が土地を買い入れた際の買入価格が記載された文書であり、内示価格に係る文書ではない。

なお、現在は、今後の参考とするため内示価格一覧についても議事録と併せて保存することとしている。

イ (2) のイの(イ) について

異議申立人のいう「風景第56号の26平成25年8月7日」とは、過去における行政文書開示請求に対して実施機関が発出した決定通知書のことであるが、当該決定により開示した文書は、判定委員会が最終的に妥当性を判断した価格の一覧表であり、内示価格一覧とは異なるものである。最終的に判断した価格は、実施機関が買入申出者から買い入れた価格であり、開示されるものである。

ウ (2) のイの(ウ) について

(1)で述べたとおり、判定委員会は、実施機関が買入申出者から土地を買い入れる際の買入価格の妥当性を審議するものであることから、審議内容には買入申出者の個人情報が含まれている。また、その審議過程の情報が買入申出者の知るところとなると、判定委員会の委員及び各不動産鑑定士に対して不当な圧力が

かかることが予想され、公正な審議の妨げとなるおそれがある。このような事情から判定委員会は非公開で開催されている。

議事録については、附属機関等の会議の公開、議事録の公開等を進めることを目的として実施機関が制定した「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成20年1月31日付け総務第627号総務部長通知。以下「公開指針」という。）に基づき、審議会等が会議を開催したときは議事録等を作成しホームページ等により公開するよう努めることとされている。議事録等は、必ずしも全文記録でなければならないわけではなく、審議会の性質等によって要約記録によることも差し支えないこととされている。

判定委員会の議事録については、その審議内容を考慮し、要約記録としている。また、議事録は、作成後速やかにホームページに掲載している。

異議申立人は、「一部非開示とされている」と主張しているが、開示した議事録は、実施機関が作成した議事録の全部であり、不開示とした部分はない。

エ (2) のイの(エ)について

本件決定において、本件不開示情報については、文書を作成していないため不開示とした。会議を開催した場合は、公開指針により議事録等を作成することになるが、これら2回の開催については、買入予定地の現地確認を行ったのみであり会議は開催していない。この場合、必ずしも議事録等を作成しなければならないわけではないと考えて作成しなかったものである。

なお、現在は、開催実績を整理する意味で現地確認のみの開催についても議事録として記録を作成することとしている。

2 口頭理由説明

(1) 行政文書の特定について

内示価格一覧は、判定委員会の会議において使用したものについては廃棄処分を行った。しかし、判定委員会の開催に当たっては、内示価格一覧を判定委員会に提出する旨の決裁を受けることとしており、その起案文書が保存されている。したがって、内示価格一覧は当該起案文書の一部として保存されている。

議事録は、会議資料を含まない本体部分が、内示価格に係る上記起案文書と同じ簿冊に別の文書として保存されている。異議申立人は、過去にも判定委員会の議事録及び内示価格一覧の開示請求をしており、議事録本体と内示価格一覧が別個の文書として作成及び保存されていることを承知している（本件開示請求の直前にも、異議申立人に対して内示価格一覧を開示している。）。

このことを前提として、本件開示請求を受け付ける際に、開示請求書に記載された「起案関係文書」という文言の意味を開示請求者に確認したところ、議事録の決裁又は供覧に係る文書（議事録本体に決裁欄を設けるゴム印を押して起案者、決裁権者等の実施機関の職員が押印したもの等）を指しているとのことであった。

以上のことから、開示請求者との間で、内示価格一覧は本件開示請求の対象としないとの共通認識が得られたものと考えて本件決定を行ったものである。

なお、異議申立人については、過去の開示請求において、請求の趣旨を広く解し

て文書の特定を行ったところ、請求されていない文書が開示されたとして、異議申立てがなされた経緯があることから、開示請求書の記載の文理的な解釈を重視した対応を行っているところである。

(2) 第2の2の(2)に係る議事録について

平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の判定委員会は、現地確認を行ったのみで会議を開催していないため議事録を作成しなかった。議事録に代わるものとして復命書を作成することが考えられるが、現地確認は、実施機関の職員が既に踏査した買入予定地について、判定委員会の委員にその現況を把握してもらうために案内するものであることから、その記録を復命書として保存する必要性は乏しと判断し、奈良県職員服務規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第2号。以下「服務規程」という。）第11条第3項に基づき、口頭で復命した。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 行政文書の特定について

本件決定は、第2の2の(2)に係る行政文書を不存在とした以外に不開示情報はないとされているが、異議申立人は、第3の2の(1)及び(2)のとおり、他にも対象文書が存在するという前提に立ち、その文書が開示されたと主張している。これに対し、実施機関は、開示された文書以外に本件開示請求に対応する文書は存在しないと主張している。そこで、行政文書の特定が妥当であったかどうかについて、以下検討する。

当審査会が本件開示文書を見分したところ、平成20年度から平成22年度までに

開催された判定委員会の18回分の会議に係る議事の概要が記載されている。当該文書には、決裁欄を設けるゴム印が押され、当該欄に起案者、決裁権者その他の実施機関の職員が押印しており、県ホームページに掲載する旨の意思決定等がなされたことを表している。

さらに、実施機関に対し、会議資料の作成及び保存の状況について説明を求めたところ、会議資料として内示価格一覧を作成し、資料として会議に提出する旨を伺う起案文書が保存されているとのことであった。

そこで、実施機関の文書の特定が妥当であったのか、また、内示価格一覧を対象文書として特定すべきであったのではないかが問題となるが、この点について、実施機関は、本件開示請求を受け付ける際に、開示請求書に記載された「起案関係文書」がどのような文書を指しているのかについて、開示請求者に確認したと説明している。具体的には、異議申立人は、過去にも判定委員会の議事録及び内示価格一覧の開示請求をしており、議事録本体と内示価格一覧が別個の文書として作成及び保存されていることを承知しているため、このことを前提として、開示請求書に記載された「起案関係文書」という文言の意味を開示請求者に説明を求めたところ、議事録について決裁又は供覧がなされたことが分かる文書を指していることを確認したとのことであった。

当審査会は、異議申立人に対し口頭による意見陳述の機会を与えたが、異議申立人はこの機会を利用しなかったため、本件開示請求の受付に係る上記の経緯について異議申立人の意見を聴取することはできなかったが、会議資料の作成及び保存の状況並びに行政文書の特定に係る実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

しかし、内示価格一覧が本件開示請求の対象であるか否かについて、現に実施機関の主張と異議申立人の主張に齟齬が認められることから、開示請求書の補正を求める等により、このような事態を避けることができなかつたのかという疑問がないわけではないが、実施機関は、文書を特定するために通常求められる対応を行っていると考えられ、本件開示請求に対応する文書として本件開示文書を特定し、内示価格一覧については開示の対象としなかつた実施機関の判断は、妥当性を欠くとまでは言えない。

以上のことから、文書の特定は妥当であり、異議申立人の第3の2の(1)及び(2)の主張は当たらない。

3 行政文書の不存在について

異議申立人は、第3の2の(3)のとおり、本件開示文書とは別に詳細な議事録が存在していると主張し、その開示を求めているのに対し、実施機関は、そのような議事録は存在しないと主張しているので、以下検討する。

また、本件決定において不存在とされている第2の2の(2)に係る議事録について、異議申立書においては言及されていないが、異議申立ての対象としないことが明確に意思表示されておらず、実施機関も当該文書を作成していないため不存在であると主張しているので、併せて検討する。

(1) 本件開示文書とは別の詳細な議事録について

本件決定において開示された議事録は、いずれも判定委員会において買入価格に

ついて審議された旨が記載されているだけであり、審議の内容については記載されていない。

実施機関の説明によると、判定委員会の議事録については、審議内容の性質上、要約記録としており、これ以外に詳細な議事録は作成していないとのことである。

実施機関において公開指針の解釈、運用等を定めた「審議会等の会議の公開に関する指針の運用について」（平成20年1月31日付け総務第628号総務部総務課長通知）を当審査会が見分したところ、審議内容の性質等を考慮して要約記録とすることも許容できる旨が定められていることが確認された。判定委員会は、買入予定地について買入価格の妥当性を審議するものであり、その内容は買入申出者の利害に関係する事項であることを考慮すると、判定委員会の議事録を要約記録とし、詳細な議事録を作成しなかったという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示文書とは別の詳細な議事録は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 第2の2の(2)に係る議事録について

実施機関は、不存在とした平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の判定委員会は、現地確認を行ったのみで会議を開催していないため議事録を作成しなかったと説明している。

ところで、現地確認は、服務規程に規定する「旅行」に該当し、原則として復命書を提出しなければならないこととされている。仮に、復命書が作成されていれば、これが議事録に相当するものとして開示するという判断もあり得たのではないかと考えられる。この点について実施機関は、服務規程において、用務が軽易な事項である場合については、口頭で復命することができることとされているところ、現地確認は、実施機関の職員が既に踏査した買入予定地について、判定委員会の委員にその現況を把握してもらうために案内するものであることから、「軽易な事項」に該当すると判断し、口頭で復命したと説明している。

そうすると、上記2回の判定委員会については議事録及び復命書のいずれも作成されていないことになり、このような事務処理が妥当かどうかという疑問が生じるが、この点について実施機関は、平成22年度からは、開催実績を整理する意味で現地確認のみの開催についても議事録を作成しているとのことである。

これらのことから、上記2回の判定委員会の議事録を作成していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、第2の2の(2)に係る議事録は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成25年 9月27日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成25年11月 5日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 1月22日 (第180回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成27年 2月19日 (第181回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成27年 4月24日 (第182回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成27年 5月22日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諦弘	大阪学院大学大学院法務研究科教授 （行政法）、弁 護 士	会 長